

(川崎市議会 5 会派・文教委員会無所属議員 宛)

学校事務職員労働組合神奈川川崎支部(学労川崎)

臨時学校事務職員の雇用と生活の安定を求める要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より川崎市民の生活向上にご尽力いただいております事に、深く感謝申し上げます。

私たちは、川崎市立学校の事務職員でつくる労働組合「学労川崎」(学校事務職員労働組合神奈川川崎支部:川崎市人事委員会登録職員団体)と申します。学校事務職員の労働条件の維持・改善を目指すとともに、有期雇用職員の雇用安定にも積極的に取り組んでいる労働組合です。

この取り組みをめぐりましては、昨年2月に前任期中の川崎市議会において《市立学校で長年にわたり正規職員同様に働き続けている「非正規学校事務職員」(臨時的任用職員)の無期雇用転換を求める陳情》(陳情第169号)も提出し、ご審議いただいたところです。

近年、公立学校の厳しい労働環境が問題となっています。専任の学級担任が欠けるほどの「教員不足」も生じる中、それを補充・代替する「臨時的任用職員」の存在にも注目が集まっています。

「臨時的任用職員」は「フルタイム勤務」かつ「任用(雇用)期間の定めのある」地方公務員です。有期雇用ではありますが、補助業務ではなく無期雇用(正規)職員と同じ業務を担うと位置付けられています。

臨時的任用職員は特に学校現場に多く、川崎市では臨時的任用職員の9割以上が学校教職員です(22年4月時点)。

学校事務職員の中でも臨時的任用職員は19人を数え、これに同じく任用期間1年の「任期付職員(育児休業等代替職員)」も含めた「臨時学校事務職員」は39人にのぼり、職種定数の15%を占めています(23年10月時点)。

「学校事務職員」は学校に勤務し、学校における総務・経理・庶務事務全般にあたる職員です。ほとんどの学校で1人ないし2人配置ですが、それでいて多岐にわたる業務を一手に担っています。

臨時学校事務職員ももちろん同様で、配属によってはその学校にたったひとりの事務職員として、幅広くかつ重要な業務を担い川崎市の学校運営=公教育を支えています。

そして、そうした職員の中にはもう10年以上も無期雇用職員と同様に勤続し、中堅・ベテランと呼ぶべき立場にある職員が何人もいます。その蓄積された経験と発揮してきた業務遂行、そして長年学校運営に支えてきたその能力・意欲は、重ねてきた年数により充分に実証済みです。

しかしそうした職員たちも、最長1年任期の有期雇用であるがゆえに毎年年度末には、翌年度の雇用があるかどうか、なかった場合に生活はどうか、雇用不安=生活不安にさいなまれています。

無期雇用への道である採用試験は受験資格が29歳までであり、長年働いてきた職員にはその道さえ開かれていないのが現状です。

さらにその給与も、著しく低い水準に抑えられています。臨時学校事務職員はいくら長年勤続していても(あるいは他の職業歴があっても)、給与額はおおむね正規職員の28歳~32歳時点にとどまります。これは1年雇用であるがゆえに、毎年「初任給」として給与額が決定され、その初任給決定にあたって「経験年数」(職歴等)を10年分しか加算しない川崎市の仕組みのためです。

このため他の職業歴はもちろんのこと、川崎市職員として一貫して勤めてきた実質的な「勤続」さえ

給与決定にあたっては「経験年数（職歴）」と扱われ、10 年を超えて働いてきても給与には 10 年分しか反映されていません。

民間職場では労働契約法により、有期雇用労働者の雇用期間が5年を超えた場合の無期雇用転換ルールがあります。

同法は公務員について適用除外としていますが、有期雇用の広がりや固定化による雇用不安と低賃金が引き起こす、当事者の困難と社会への影響には、民間も公務も違いはありません。

川崎市は雇用者として、行政運営や公教育の実施のために長年働いてきた人たちに、安定した雇用と生活を保障する責任があると私たちは考えます。

まして、臨時学校事務職員の多くは、「職員」とであると同時に「川崎市民」でもあります。

以上を踏まえ、次のことの実現に向けお力添えをいただけますよう、強く要望いたします。

【要望事項】

長年にわたり正規職員とまったく同じ仕事をしてきた臨時学校事務職員が、安心して働き続け生活していけるよう、次のことの実現に向けお力添えをお願い申し上げます。

◇雇用安定について（要望順）

- ①無期雇用への転換を実現してください。
- ②臨時学校事務職員を対象とした年齢制限のない採用試験を実施してください。
- ③臨時学校事務職員が安心して働き続け生活していける施策を講じてください。

◇給与について（要望順）

- ①職歴等「経験年数」の初任給への加算上限をなくしてください。
- ②川崎市職員として勤務してきた期間を、上限なく給与に反映させてください。

なお、本要望書に対するご見解や政策等につき、ご紹介くださいますと幸いです。

また、本要望書に係る詳細の説明や、学校現場・有期雇用公務員・学校事務職員等の関係する事項について懇談の機会をいただける場合は、ご連絡ください。

いずれにつきましても、下記【お問い合わせ先】にご返答・ご連絡のほどお願い申し上げます。

末筆ではございますが、今後ともますますのご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。

<別添・関連資料>

▽学労川崎：市立学校で長年にわたり正規職員同様に働き続けている「非正規学校事務職員」（臨時的任用職員）の無期雇用転換を求める陳情（2023 年 2 月 13 日提出陳情第 169 号）

▽川崎市：臨時的任用職員の在職者数 内訳（R4.4.1 時点）

▽川崎市：学校事務職員 校種別・区分別内訳（R5.10.1 現在）

▽川崎市：臨時学校事務職員 通算経験年数（令和4年4月1日時点）

【お問い合わせ先】

（略）